

高等教育、職業教育にかかる論点

(論点3) 高等教育機関の多様化を踏まえ、その構造、年限等は、どうあるべきか。特に、質の高い職業人を育成するための職業教育制度(専門高校、高等専門学校、専修学校、大学等)は、どうあるべきか。

①職業教育制度の在り方

- 職業教育の充実・高度化のため、職業教育を行う学校等の在り方について、どう考えるか。
 - ・ 専門高校(高校の専門学科)、高等専門学校、専修学校、大学、短期大学における職業教育の役割、関係
 - ・ 多様な学習ニーズや困難を抱える生徒に対応した職業教育の在り方
 - ・ 教育機関間の編入学の拡大など袋小路の解消 等
- 高等教育段階における職業教育について、どう考えるか。
 - ・ 実践的な職業教育を重視した高等教育機関の意義、効果、社会的要請(分野ごとの人材ニーズ) 等
- 高校段階から高等教育段階にかけての5年一貫教育についてどう考えるか。
 - ・ 高等専門学校の分野の拡大
 - ・ 専門高校の専攻科の活用
 - ・ 専門高校・専修学校高等課程と短期大学・専修学校専門課程(専門学校)との連携 等

②高等教育機関の構造、年限等の在り方

- 高等教育の質・量の充実のため、以下の点について、どう考えるか。
 - ・ 大学学部、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)の役割、関係
 - ・ 海外の学校との接続も踏まえた大学入学資格、大学院入学資格における年数主義(12年又は16年の課程修了要件)の在り方
 - ・ 学部・大学院の早期卒業と飛び入学の活用、学士・修士5年一貫コース 等

《これまでの会議における主な意見》

(職業教育制度にかかわる意見)

- 社会全体の活力や国際競争力を高める上で、単線型ではいい効果が出ない。職業高校（専門高校）の社会的地位を上げて、早い段階から、職業意識を持って、その分野の知識や技能の訓練をする教育の充実が必要。大学等との連携を図るなど様々な工夫により、もっと多くの子供たちが職業高校に目を向けるようにすることが必要。
- 普通科から大学というコースばかりでなく、多様な学校の社会的な底上げを図り、専門高校、専門学校に対して、社会でいきる人材が育まれるといういい認識を持てるようにすることが必要。
- 専門高校に優秀な教員を配置したり、予算を充実したりして、専門高校のレベルを上げることが必要。
- 高校教育から大学教育への接続において、戦前の教育制度にあったように、専門分野に応じた接続性を持たせること（例えば、工業高校から工業大学、商業高校から商科大学、水産高校から水産大学などの接続）が考えられる。旧制大学の専門部のようなものを設け、専門高校から無理なく進学し、高いレベルの教育が受けられるようにすることも考えられるのではないか。
- 多様化を図った上で、あるコースを選んだ後も、別のルートに相互に行き来したり、再チャレンジしたりできる柔軟な制度にしておくことが大事。

(高等教育機関の構造、年限等にかかわる意見)

- 高校は、16～18歳までだが、優れた人材を活用するという意味では、18歳まで高校にとどめて、その後大学ということではなく、大学に早期入学するような措置も考える必要があるのではないか。
- 高校の達成度に達している生徒には、早期に大学入学資格を与え、卒業できるシステムに変えていくのがよいのではないか。諸外国では、非常に優秀な者を早期に高等教育に受け入れるシステムが実際に行われている国がある。

《視察、外部有識者ヒアリングにおける主な意見》

(職業教育制度にかかわる意見)

- 高等学校普通科から大学へ進学する学術的なラインと専門高校から専門学校へ進学する職業教育的ラインを確立し、それぞれの個性にあった学びと就職を可能とする教育体系の複線化に期待したい。
- 高等学校専攻科を修了した際に、「専門士」のような資格を付与していただきたいという要望がある。

○高等学校専攻科修了後に更に高いレベルで学習したい者も多いが、現行制度では大学に編入学できないことが課題。

○高専は、産業構造や産業界からの需要も変化しており、グローバル化と創造性に対応した体制をいかに整えるかが重要な課題。メインルートの学制とは違ったユニークで海外からの評価も高い高専を伸ばすための議論もお願いしたい。

(高等教育機関の構造、年限等にかかわる意見)

○学年進行によるカリキュラムからナンバリングによる達成度進行に転換し、大学院への飛び入学をより多く認めるとともに、学士・修士一貫カリキュラムや修士・博士一貫カリキュラムにより、学生の学びに自由度と多様性をもたせ、世界トップ大学のカリキュラムと互換性のあるものにしたい。

○学部を早期卒業して大学院に入学する者が出ると学部に欠員ができ、定員管理の考え方に見直しが必要になる。学生が学科間を柔軟に動けるようにするためには、学部単位で定員管理を行うように変更する必要がある。

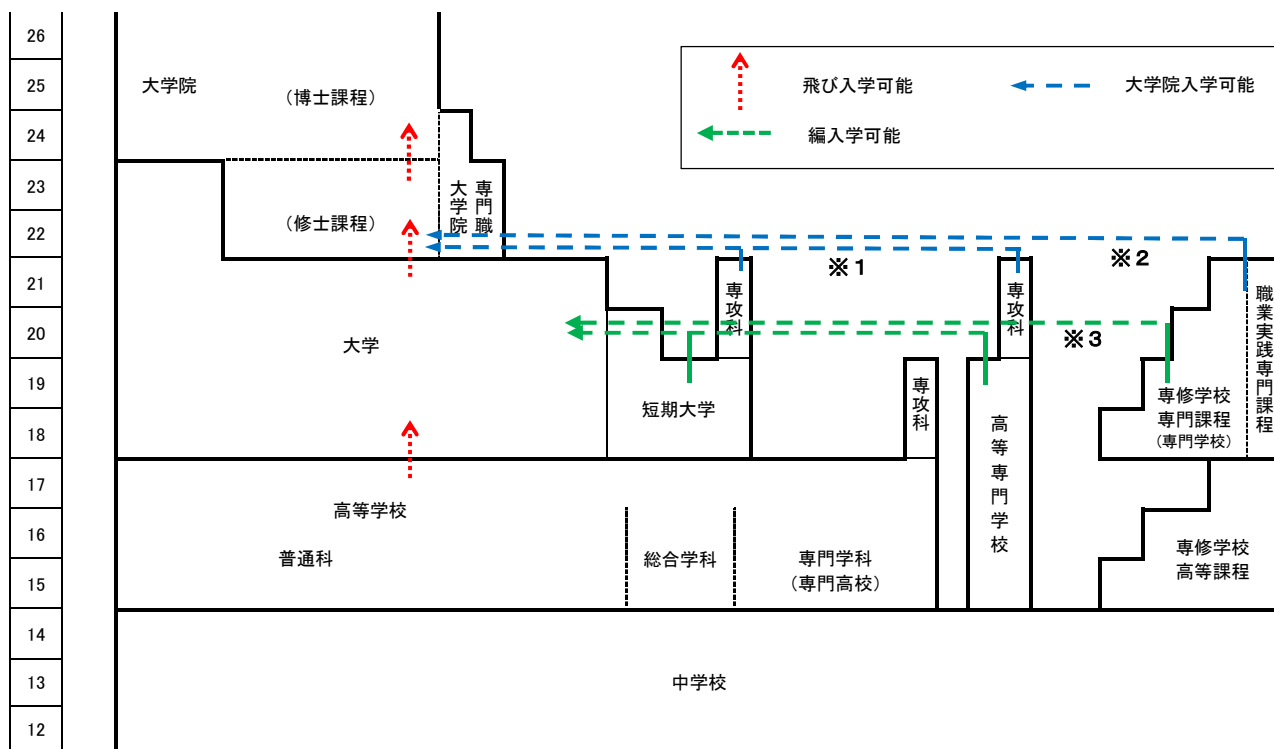
《これまでの提言における主な内容》

○ジュニアマイスター顕彰制度や職業分野の資格等も活用し、生徒の多面的な学習成果の評価の仕組みを充実し、生徒が進学や就職にも活用できるようにする。(第四次提言)

○専門学校から4年制大学への編入学や専門高校等からの大学への進学のための機会を拡大を図る。高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。(第四次提言)

《参考資料》

○高等教育、職業教育に関する主な学校体系、学校教育法における各学校の目的規定



※1 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 ※2 文部科学大臣が指定する専門学校（4年制）を修了した者
 ※3 修業年限が2年以上で総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上の専門学校を修了した者

＜大学＞

学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること（学校教育法第83条第1項）

＜大学院＞

学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること（学校教育法第99条第1項）

専門職大学院：高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと（同条第2項）

＜短期大学＞

深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること（学校教育法第108条第1項）

＜高等専門学校＞

深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること（学校教育法第115条第1項）

＜専修学校＞

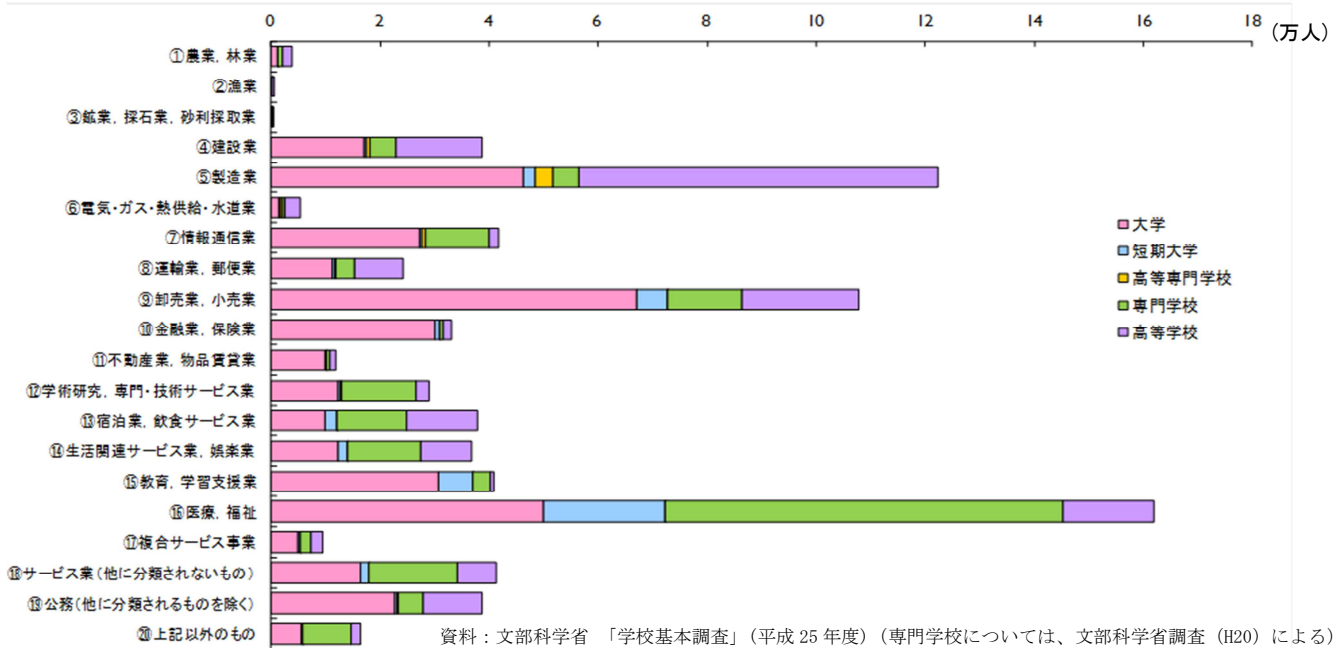
職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること（学校教育法第124条）

専門課程（専門学校）：高等学校における教育の基礎の上に教育を行う（同125条）

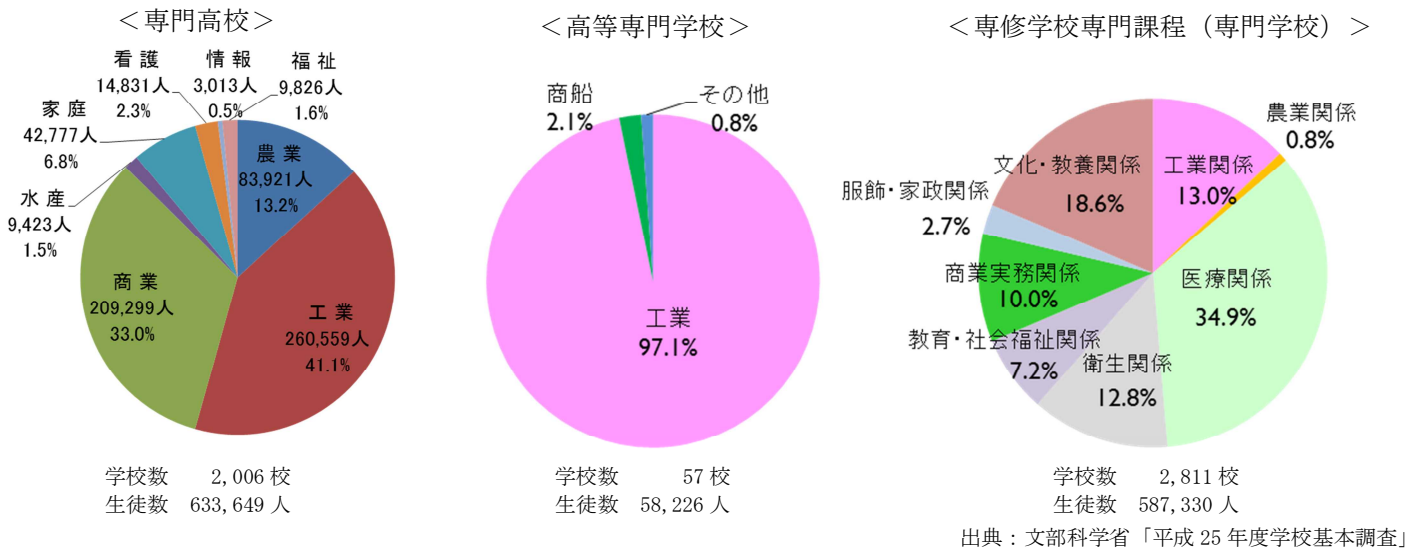
高等課程：中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて教育を行う（同上）

《参考資料》

○大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校の卒業生の産業別就職者数



○専門高校、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）の生徒数の分野別割合



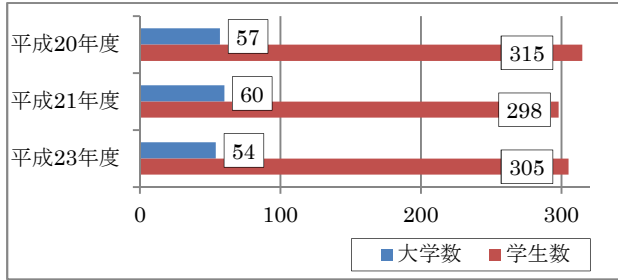
○専修学校専門課程（専門学校）の職業実践専門課程について（平成26年度から）

職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣の認定を受けたもの。472校1,373学科が認定を受けている（平成26年度）。

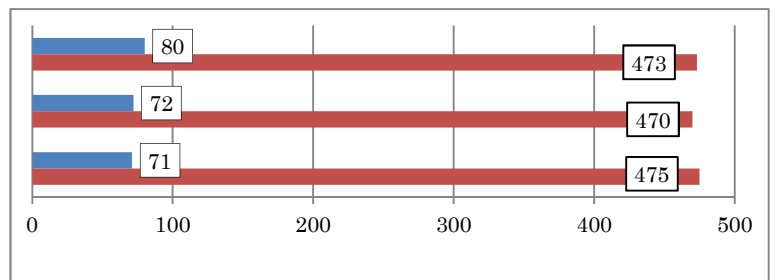
- （認定要件）
- ① 修業年限が2年以上
 - ② 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
 - ③ 企業等と連携して演習・実習等を実施
 - ④ 総授業時数が1,700時間以上又は総単位数が62単位以上
 - ⑤ 実務に関する教員研修を企業等と連携して組織的に実施
 - ⑥ 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

○大学学部・大学院の早期卒業・修了、大学院への飛び入学の状況

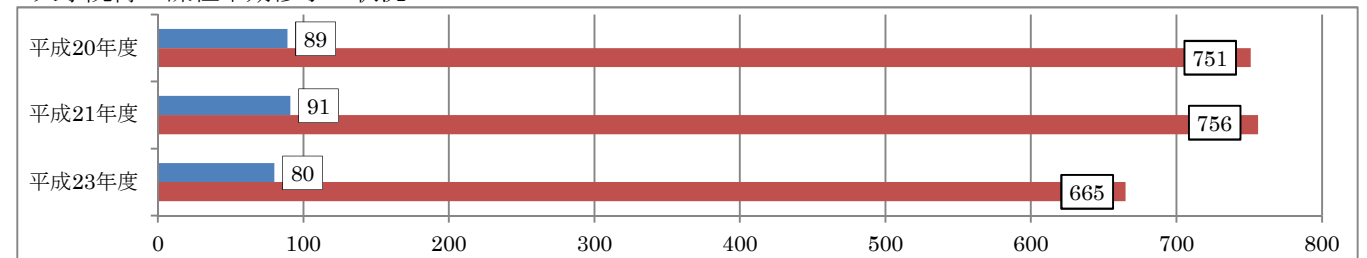
<大学学部の早期卒業の状況>



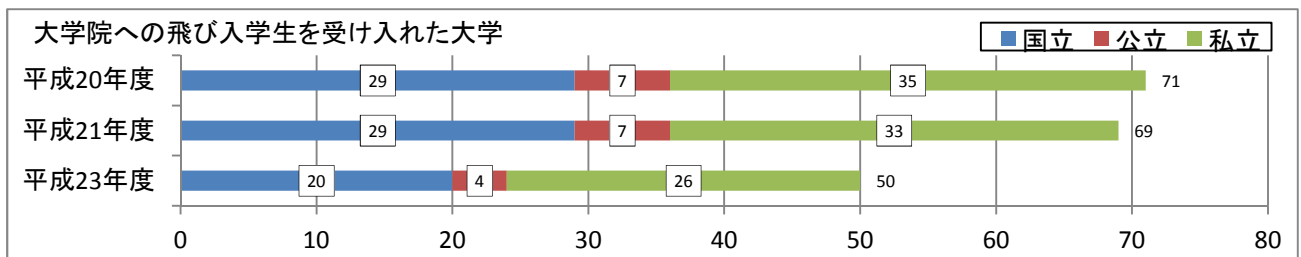
<大学院修士課程早期修了の状況>



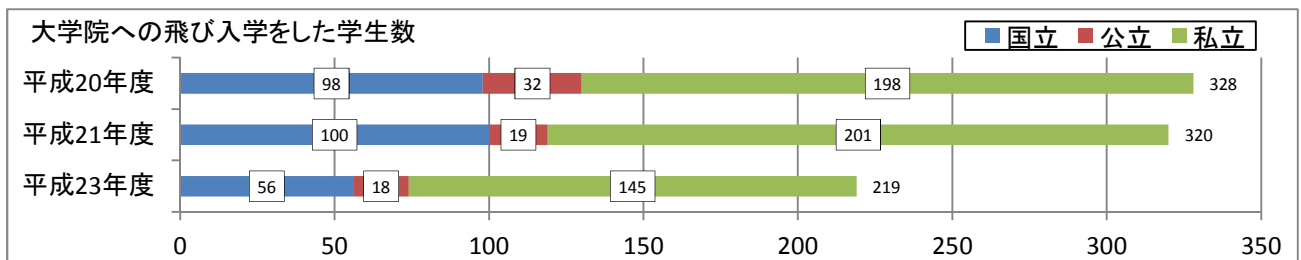
<大学院博士課程早期修了の状況>



大学院への飛び入学生を受け入れた大学



大学院への飛び入学をした学生数



(出典) 大学における教育内容等の改革状況について (平成 23 年度 文部科学省)